

奈良市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

指令課

監査結果公表日 令和 2 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 16 号）

措置結果通知日 令和 3 年 3 月 15 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>奈良市・生駒市高機能消防指令センター保守業務委託について、関係書類を査閲したところ、受注者とは異なる業者がサポート体制に組み込まれていたが、書面による再委託の承諾行為が行われていなかった。</p> <p>再委託について、契約書第 14 条第 2 項に、あらかじめ発注者に書面による承諾を得た場合は、受注者が第三者に再委託させることができる旨規定されているため、契約書に基づき書面により承諾行為を行われたい。</p>	<p>奈良市・生駒市高機能消防指令センター保守業務委託における再委託の承諾行為については、同契約書第 14 条第 2 項に基づき、再委託（変更等）承諾申請書の提出を受け、審査した結果、妥当であるとの判断をしたため、書面による承諾行為を実施しました。</p> <p>今後、同様の事例があった場合には、契約時点で適切に事務処理を行います。</p>

保護課（旧保護第一課（くらしと仕事支援室を含む。）、保護第二課）

監査結果公表日 平成 30 年 6 月 29 日（奈良市監査委員告示第 10 号）

措置結果通知日 令和 3 年 3 月 18 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>民生金庫貸付金の関係書類を査閲したところ、次のような状況であった。</p> <p>「奈良市民生金庫」は、奈良市民生委員児童委員協議会によって奈良市民生金庫運営規則（昭和 43 年 4 月 1 日施行）が制定されており、</p>	<p>「奈良市民生金庫」の貸付業務の執行について、平成 30 年 11 月 15 日に民生児童委員協議会連合会、市社会福祉協議会及び市福祉事務所の三者で協定を取り交わし、市社会福祉協議会が貸付金の管理及び取扱いを行うこととなり、</p>

生活保護受給者に生活困窮時の緊急資金として、原則1回につき2万円を上限とし、5か月間を限度に現金の貸付を行っている。「奈良市民生金庫」における業務は、過去に奈良市社会福祉事務所が、奈良市民生委員児童委員協議会から委任を受けたと推測され、それに伴い現在に至るまで、保護課職員が受付から貸付までの業務全般を行っている。しかし、根拠となる委任文書等は保存されておらず、市の職員が業務を行うことになった経緯は確認できなかった。貸付資金は、民生委員児童委員からの寄付金と、近年は毎年度200万円の市からの貸付金とが原資となっている。市は年度当初に「奈良市民生金庫」に200万円を貸付け、年度末に全額返還され、次年度に再度200万円を貸付ける流れである。しかし、実質は新年度に市が貸付ける200万円をもって、前年度分の市への返還を行っていた。資金は「奈良市民生金庫」の通帳により管理されているが、キャッシュカードによっても職員が入出金を行っており、手元に現金をプールしていた。監査時現在の残高確認を行ったところ、通帳残高と申請書等関係書類から計上した残高とが一致しなかった。申請書等関係書類については、貸付時において上司等による貸付内容の確認及び審査は行われておらず、形式上の決裁がとられているだけであった上、貸付金回収時となると担当者以外の職員による確認等の内部けん制が機能していなかった。事実上全ての業務を担当者一人で行っている状態であった。さらに、貸付額や回収状況を把握するための個票的な管理体制も、過去から整っていない。

「奈良市民生金庫」の貸付業務を保護課職員が行うことは、事務分掌に規定されておらず、地方公務員法第35条に規定されている職務に

現在は保護課職員による貸付金（現金）の取扱いはありません。

<p>専念する義務の違反を生じさせており、また、公金を資金として法的根拠等の無い貸付けを生活保護受給者に行い、その額を収入として差引くことなく生活保護費を支給していることは問題である。さらに、貸付金の管理及び現金の取扱いも非常に不適切であることから、直ちに、上記残高の不一致について十分調査を行なった上で、市職員による「奈良市民生金庫」の貸付業務の執行を取りやめられたい。</p>	
--	--

道路維持課（土木管理センターを含む。）

監査結果公表日 平成 31 年 3 月 28 日（奈良市監査委員告示第 6 号）

措置結果通知日 令和 3 年 3 月 22 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>側溝等の土木施設修繕に係る関係書類を査閲したところ、執行科目は修繕料となっているが添付されている写真をみると、側溝に堆積した土砂の除去、清掃作業及び樹木の撤去といった業務内容であるものが見受けられた。</p> <p>これらは施設の修繕ではないため、適切な科目で執行されたい。</p>	<p>指摘のあった業務内容を適切な科目で執行するため、新たに「浚渫委託料」の科目を令和 2 年度予算から設定し、各々適切な科目で執行しています。</p>

まち美化推進課

監査結果公表日 平成 31 年 3 月 28 日（奈良市監査委員告示第 6 号）

措置結果通知日 令和 3 年 3 月 22 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>公用車（業務用車）の使用については、奈良市公用車管理規則第 18 条において、運転報告書を作成し公用車管理者に提出しなければならないと規定されているが、公用車管理者である課長に提出され、確認を受けた証跡が全く無い車両や、運転報告書自体が作成されていない車両も見受けられた。</p> <p>また、運転報告書と給油伝票とを照合したところ、運転報告書への給油量の記入漏れや、本</p>	<p>令和 2 年 4 月から、まち美化推進課所管の全車両において漏れなく運転報告書を作成し、車両使用及び給油の都度記入し、課長による確認を行うように改めました。</p> <p>燃料補給についても、必ず職員が行うように改めました。</p>

来職員が行うべき燃料補給を修繕業者が行った上、給油伝票にもサインしている事例が散見された。

奈良市公用車管理規則に則り、運転報告書を漏れなく作成するとともに、必要事項を確実に記載し、公用車管理者による確認を行われない。また、燃料補給は修繕業者に行わせることなく、職員が行うよう改められたい。